

民生委員制度の 百年を振り返る

委員徽章の変遷

右より、方面委員徽章(昭和13年)、
民生委員徽章(昭和22年、同27年)、
民生委員・児童委員徽章(同35年～現在)



皆様ご承知のとおり、本年は、大正6(1917)年、岡山県で創設された済世顧問制度を源とする民生委員制度の創設100周年という大きな節目の年です。

そこで、本号と来月号は、この100周年に関する特集号として増ページでお届けします。まず本号では、「民生委員制度の100年を振り返る」と題して、方面委員制度、民生委員・児童委員制度の変遷、またその時々の特徴的な活動等を取り上げ、ご紹介します。

注)本文中、調査名等については、当時の表現をそのまま使用しています。

また、「民生委員・児童委員」の表記については、紙幅との関係で、とくに必要な場合を除き、「民生委員」としていただきます。

本特集は、『民生委員制度70年史』をはじめ、全民児連発行の各年史をもとに、全民児連事務局においてまとめたものです。

明治、大正期の社会状況

明治維新後のわが国は、「富国強兵」「殖産興業」政策の推進のなかで、工場労働者の増大や農村人口の流出を招くこととなりました。

大正3年には第一次世界大戦が勃発、日本も参戦し、戦勝国となります。しかし産業優先政策の結果、国民生活は不安定となり、生活困窮者が増加、多くの人が劣悪な環境下で厳しい生活を強いられるようになりました。

こうした状況を背景に、民生委員制度の原点である済世顧問制度、方面委員制度は誕生したのでした。

済世顧問制度、 方面委員制度の誕生

1 済世顧問制度

民生委員制度の源とされるのが、大正6年、岡山県で創設された済世顧問制度です。創設者は、当時岡山県知事であった笠井信一氏。

大正5年、地方長官会議において、大正天皇から「県下の貧しい人びとの生活状況はどうか」との御下問を受け、その状況を調査したところ、県民の1割が極貧とも

年表

民生委員活動

百年の歩み

民生委員制度の変遷やその活動、また、それぞれの時代の出来事などについて、年表としてご紹介します。

本来、掲載すべき事項は大変多くありますが、紙幅の制約のため、本文との関係も踏まえながら選定していることをご了承ください。

1 868(明治元年)

9 「慶応」を「明治」に改元

1 874(明治7年)

12 恤救規則制定
わが国初の全国統一の救済制度。
昭和7年の救護法制定まで約半世紀にわたり、救済制度の中心となる。

1 877(明治10年)

2 西南戦争起る(～9月)
5 日本赤十字社の前身である「博愛社」が設立
※明治20年、日本赤十字社に改称

1 894(明治27年)

2 日清戦争(～翌年4月)

1 896(明治29年)

6 明治三陸大津波

大正初期 大正7年



大阪・淀屋橋にある林市蔵氏の像



方面委員制度を
創設した
林市蔵
大阪府知事



大正天皇から御下問を受ける笠井信一岡山県知事（大正5年）



済世顧問制度を
創設した
笠井信一
岡山県知事

いえる状況にあることがわかりました。事態の重大さに知事は防貧制度確立への研究を重ね、1年の後、大正6年、済世顧問制度を創設することとなります。

この済世顧問制度の設置規程公布日が5月12日であったことから、現在この日が「民生委員・児童委員の日」となっています。

笠井知事が創設した済世顧問制度は、①地域の優れた人材に顧問を委嘱する、②防貧活動を使命とする、③自立能力を潜在させている人びとがその力を発揮できる機会を提供し、自立を支援する、といった点が特徴としてあげられます。

済世顧問制度の目的を表す設置規程第1条は次のとおりです。
「済世顧問ハ県下市町村ノ防貧事業ヲ遂行シ個人並ニ社会ヲ向上セシムルコトヲ以テ目的トス」

2 方面委員制度

その翌年に誕生したのが、大阪府の方面委員制度で、広く全国に普及していくこととなります。

方面委員制度を創設したのは、当時大阪府知事であった林市蔵氏、そして、その協力者が大阪府最高

嘱託、小河滋次郎法学博士です。

大正7年、富山県で発生した米騒動は大阪にも波及し、市民の生活はきわめて厳しい状況に陥ります。そうした状況のなかで創設されたのが方面委員制度です。

方面委員の「方面」とは「地域」を表します。各委員は、①それぞれが一定の区域を担当、②区域の訪問調査により世帯状況を常に把握する、③生活困窮等で支援が必要な人は迅速に救済機関につなげる、といった役割を担っており、それは今日の民生委員に共通しています。とくに訪問調査により把握した世帯状況は、「カード」として書面化されていました。

この方面委員制度創設をめぐる林知事の思いを物語る挿話として有名なのが、「夕刊売り母子の話」です。

済世顧問制度や方面委員制度の検討過程では、市内を地区に分け、それぞれに委員を配置し、住民の生活状況を把握するというドイツ・エルバーフェルト市の「救貧委員」制度が参考にされたことも広く知られているところです。

1904（明治37）年

2 日露戦争（翌年9月）

1908（明治41）年

10 中央慈善協会（現・全国社会福祉協議会）設立、会長は渋沢栄一氏

1914（大正3）年

7 第一次世界大戦勃発
8 日本が参戦（ドイツに宣戦布告）

1916（大正5）年

5 地方長官会議で大正天皇が笠井信一岡山県知事に県民の生活状況を御下問
9 工場法施行（わが国労働法の端緒）
※工場労働者の保護をめざす

1917（大正6）年

3 ロシア革命（同年の10月革命によりソビエト政権が誕生）

5 岡山県済世顧問設置規程公布
7 軍事救護法公布（翌年1月施行）
※戦死者遺族および傷病兵への救護を規定

1918（大正7）年

8 米価が暴騰、米騒動発生
10 大阪府方面委員規定公布（林市蔵大阪府知事）
11 第一次世界大戦終結

以後、全国に方面委員設置の動きが広がる

大正7年
昭和20年



全日本方面委員連盟
初代会長 渋沢栄一氏

中央社会事業協会会長でもあった渋沢会長は、高熱を押して内務大臣、大蔵大臣へ陳情を行なうなど救護法実施に尽力した。氏が病没したのは救護法実施に先立つ2か月前であった。



「救護法実施請願ノ表」上奏を前に皇居前に整列した全国の方面委員代表(昭和6年)



安達謙蔵内相に陳情する
代表者(同左)

方面委員制度の 全国への普及

この後、方面委員制度は全国に普及していくこととなります。

東京府(当時)では、大阪府での方面委員制度検討と同時期に東京府慈善協会の「救済委員」制度が検討されており、大正7年に実現します。救済委員は住民の状況を把握し、困窮者の相談相手となり、自立への支援、救済機関・団体との連絡を役割としていました。

大正8年には埼玉県、大正9年には京都府の公同委員制度、翌9年には京都市、横浜市、広島市、長崎市で委員制度創設が相次ぎ、その後も順次、全国に普及していきました。

そして昭和3年に方面委員制度は全国に普及するところとなり、全国の委員数は1万5,155人を数えるところとなりました。

「救護法実施請願ノ表」の 上奏

この方面委員が大きな力を発揮したものに、昭和初期の救護法制定から施行への対応があります。

時代が昭和へと移っても、国民の困窮は厳しいものでありました。

当時、公的な救済制度としては、明治7年に制定された「恤救規則」^{じゆききう}がありましたが、その対象者は限定的であったため、新たな救済制度が求められていました。

全国の方面委員は広く福祉関係者と連携し、新たな立法化の運動を進めます。その結果、昭和4年、新たな公的救済制度を定める「救護法」が成立しました。法案審議では、困窮者支援の実効性確保について、全国に方面委員が存在し、住民の生活状況を把握していることが政府の支えとなりました。

しかし、法律は成立したものの、財政上の問題から実施時期は未定という状況が続きました。全国の方面委員は関係者と一体になって、強力に実施促進運動を展開するも、状況は変わりませんでした。

そこで、昭和6年2月、最後の手段として全国の方面委員代表者1,116名が連署した「救護法実施請願ノ表」を上奏するに至ります。辞表を胸に上奏に及んだ強い思いが実り、事態は急転、昭和7年1月より救護法は実施されるこ

1 1920(大正9)年

3 株式暴落(第一次大戦後の恐慌始まる)

5 東京上野公園で初のメーデー

1 1921(大正10)年

5 大阪府方面委員後援会が全国で初の方面事業助成団体として設置される

1 1923(大正12)年

3 工場法改正
9 関東大震災

1 1927(昭和2)年

10 第1回全国方面委員会議開催、方面委員に関する法規の制定方を建議

1 1928(昭和3)年

7 方面委員制度が全府県に普及(全国の委員数は15,155人)

1 1929(昭和4)年

4 救護法公布

10 ※恤救規則にかわる新たな公的救済制度
世界恐慌が始まる

1 1930(昭和5)年

11 第2回全国方面委員大会を開催、公的救済制度としての救護法実施促進を建議

1 1931(昭和6)年

2 全国の方面委員代表1,116名連署の「救護法実施請願ノ表」を内大臣を通じて上奏、翌年度からの法施行を実現

9 柳条湖事件(満洲事変)

1 1932(昭和7)年

1 救護法実施(市町村長の補助機関たる救護委員は大部分が方面委員を充てる)

3 全日本方面委員連盟(現在の全民児連の前身)発会式



戦時中、全日本方面委員連盟が発行した絵はがき

◆方面委員数の推移

昭和11年に方面委員令が公布されたが、昭和初期の全国の方面委員数と相談等の取り扱い件数は以下のとおり。

年 度	方面委員数（人）	取扱件数（件）
昭和2年度	12,849	298,123
3年度	15,155	355,750
4年度	18,915	637,922
5年度	22,714	1,127,181
6年度	27,907	1,840,749
7年度	33,100	3,697,671
8年度	36,317	5,284,170
9年度	39,254	3,796,879

昭和6年4月、方面委員の全国連絡組織として全日本方面委員連盟（全国民生委員児童委員連合会の前身）が誕生し、初代会長には実業家の渋沢栄一氏が就任しました（当時、氏は現在の全国社会福

全日本方面委員連盟の発足

ととなったのでした。この救護法実施は市町村の事務であり、その補助機関として救護委員が置かれることとされましたが、救護委員は方面委員が兼ねることとなりました。

方面委員令の制定

昭和3年の方面委員制度の全国への普及、また方面委員が救護委員を兼ねる等の経過のなか、方面委員制度を全国統一の制度として運用していくことが求められました。そのためには方面委員制度に法的基盤が必要であり、かねて全国の方面委員からもその必要性が指摘されていました。

昭和12年、日中戦争が始まり、昭和16年には太平洋戦争に突入します。戦時体制が進み、国家総動員体制が強化されるなか、国民は厳しい耐乏生活を余儀なくされ、生活の刷新合理化運動が推し進められることとなりました。

戦時下の方面委員活動

方面委員の活動も、こうした動きに組み込まれ、その一翼を担うこととなっていきます。しかしそうしたなかにあっても、出征軍人の家族への支援など、多くの方面委員が住民に寄り添った活動を続けたのでした。

昭和20年8月、終戦を迎え、方面委員制度は民生委員制度へと変わっていくこととなります。

祉協議会の前身である中央社会事業協会会長）。しかし、病を押して救護法実施に取り組んだ氏は、連盟の発会式を見ることなく昭和6年11月に逝去、翌7年3月、氏の別邸において開催された発会式では、第2代会長として清浦奎吾氏（元首相）が選任されたのでした。

- 1933（昭和8）年
- 3 日本が国際連盟脱退、三陸地震大津波
- 3 全日本方面委員連盟「方面時報」創刊
- 4 児童虐待防止法公布（10月施行）
- 5 少年救護法公布（翌年10月施行）
- 1936（昭和11）年
- 11 方面委員令公布（翌年1月施行）、全国統一の制度として運用へ
- 1937（昭和12）年
- 3 救護法改正、方面委員が執行機関たる市町村長の補助機関となる
- 3 母子保護法公布、方面委員が母子保護事務に関する市町村長の補助機関となる
- 7 盧溝橋事件、日中戦争始まる
- 1938（昭和13）年
- 1 厚生省設置
- 4 社会事業法公布（民間社会事業への助成への道を開く）
- 1940（昭和15）年
- 10 第11回全国方面委員大会（紀元二千六百年奉祝）開催
- 1941（昭和16）年
- 10 医療保護法施行、方面委員が医療保護事務に関する市町村長の補助機関となる
- 12 太平洋戦争開戦
- 1943（昭和18）年
- 8 軍事保護院通牒により方面委員が銃後奉公会の「乙委員」となる
- 1945（昭和20）年
- 8 終戦（ポツダム宣言受諾）
- 12 閣議決定された「生活困窮者緊急生活援護要綱」において全国の方面委員の積極的協力が求められる

昭和21年、昭和40年代



◆第1回共同募金運動(昭和22年)

民生委員と共同募金運動との関係は古く、また強いものがあります。

昭和初期、各地の方面委員は自ら中心となって「歳末同情募金」を実施し、生活に困窮する人に義援金品の配布を行っていました。

この第1回の共同募金は、全国民生委員連盟が独自に実施しようとしていた「歳末同情運動」と、政府提唱で予定されていた「国民たすけ合い運動」を厚生省の調整により「共同募金運動」として一本化し、実施されたものです。

方面委員から民生委員へ

昭和21年9月、民生委員令が制定され、方面委員は民生委員と改められました。

「民生」とは、「国民の生活、生計」という意味です。児童や母子、高齢者の福祉をはじめ、広く国民生活全般の相談に応じる役割を表す名称とされました。また、委嘱者も都道府県知事から厚生大臣(当時)に改められました。

児童委員の兼任

昭和22年、児童福祉法が制定されました。戦後の窮乏の影響が大きい子どもたちを救うことが急務とされたからでした。

この児童福祉法において児童委員制度が創設され、民生委員が児童委員を兼任することとなりました。その理由として、戦前、母子保護法や少年保護法に基づく協力活動の柱となっていたことがあります。また民生委員と別に児童委員を設けた場合に、類似の複数の委員が関わることに伴う要支援家庭の負担への配慮、そしてなにより、子どもの課題は家庭の状況を総合的に把握する必要があったからでした。

民生委員法の成立

昭和23年7月、民生委員法が公布されました(民生委員令は廃止)。民生委員令が勅令であったため、法律化する必要があったことや、委員選任のあり方を明確に定義する必要があったこと等がその背景にありました。

法制定に伴い、市町村民生委員推薦会、都道府県の審査会、委員の資格要件、任期を三年とすることなどが明確にされました。

世帯更生運動と心配ごと相談事業

昭和20年代末以後の民生委員活動において特筆されるものとして、「世帯更生運動」と「心配ごと相談事業」があげられます。

社会連帯の考え方のもと、生活基盤確立により住民が生活保護受給となることを防ぐとともに、生活保護受給世帯については、行政と協力し、自立を助長しようとするのが世帯更生運動でした。

1946(昭和21)年

9 民生委員令公布(10月1日施行)

10 生活保護法において民生委員は保護事務について市町村長の補助機関となる

11 全日本方面委員連盟を全日本民生委員連盟に改称

11 日本国憲法公布(翌年5月施行)

1947(昭和22)年

11 第1回共同募金運動実施

12 児童福祉法制定、民生委員が児童委員に充てられる

1948(昭和23)年

7 民生委員法公布・施行

民生委員の歌「花咲く郷土」決定

1950(昭和25)年

5 新生活保護法により民生委員は保護の実施の協力機関となる

1951(昭和26)年

6 社会福祉事業法公布

4 全日本民生委員連盟、同胞援護会、日本社会事業協会の合併に伴い中央社会福祉協議会(現在の全国社会福祉協議会)結成

10 「民生委員信条」制定

1952(昭和27)年

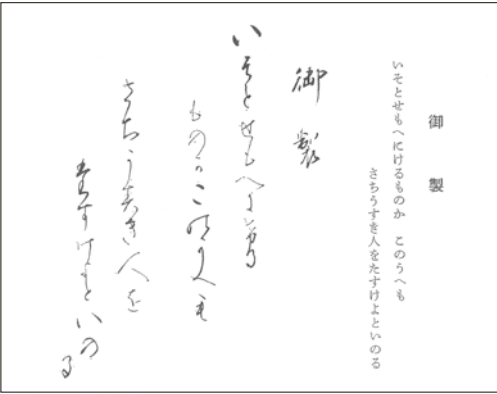
8 民生委員一人一世帯更生運動の全国的実践申し合わせ決議(第7回全国大会)

1955(昭和30)年

世帯更生資金貸付制度創設

1957(昭和32)年 制度創設40周年

5 民生委員制度40周年記念全国社会福祉大会開催(当時は総合大会として開催)



民生委員制度創設50周年にあたり、昭和天皇から賜った御製



民生委員活動を周知し、人びとの理解を得るための壁新聞

50周年活動強化要綱と
全国モニター活動の実施

昭和42年、済世顧問制度創設か

昭和27年の「民生委員一人一世帯更生運動」実践決議に基づき全国で展開され、多くの世帯の自立に貢献するところとなります。昭和30年には低所得世帯の自立を支援する「世帯更生資金貸付制度」も創設されました。これが現在の「生活福祉資金貸付制度」です。

一方、民生委員による相談活動を強化したものが「心配ごと相談事業」です。行政とは異なる「気のおけない相談窓口」を希望する声を受け、民間ながら相談機能を有する場として「心配ごと相談所」（名称はさまざま）が開設されたのです。多くは社会福祉協議会（社協）を設置主体とし、民生委員が運営を担いました。

本相談事業は全国に定着し、平成2年には相談所数は3,138か所、年間相談件数30万件を数えました。その後、多様な相談窓口の設置のなかで相談所は減少しますが、現在も、多くの地域で身近な相談窓口となっています。

後半世紀、50周年の節目を迎えしました。

これを期して、全国民生委員児童委員協議会は「活動強化要綱」を定めました。民生委員の基本的性格、「活動の基本」とともに、以後の重点活動を示しました。

なかでも特筆されるのが「全国モニター調査」です。民生委員の使命である地域社会の実情把握を組織的に展開するものといえます。「モニター」には「社会を注視する」との意味が込められています。

初の調査は昭和43年、「居宅ねたきり老人の実態調査」（調査名当時）として実施されました。在宅で生活する寝たきりの高齢者の実情を明らかにしたのが国初の調査でした。自宅で長期間、寝たきりの状態にある70歳以上高齢者が20万人以上存在することを明らかにした調査結果は社会に大きな驚きを与え、以後の在宅福祉充実に大きな役割を果たしました。

以後も、モニター調査は父子家庭、独居高齢者、孤独死等、多様なテーマで実施され、民生委員自身による運動とあわせ、福祉制度充実に貢献することとなりました。

- 1958（昭和33）年

4 民生委員互助共励事業開始
- 1960（昭和35）年

3 民生委員「総務」（現民児協会長）制度創設

4 心配ごと相談事業に国庫補助、「心配ごと相談所運営要綱」「同要領」制定
- 1961（昭和36）年

4 国民皆年金・皆保険制度が発足

4 世帯更生運動を「しあわせを高める運動」に改称
- 1964（昭和39）年

9 東京オリンピック開催
- 1967（昭和42）年 制度創設50周年

5 「50周年活動強化要綱」策定

5 郵政省より50周年記念切手が発売

9 天皇陛下より制度創設50周年に際しての御製を賜る
- 1968（昭和43）年

9 民生委員による初の社会福祉モニター調査活動の報告書「ねたきり老人の実態」を発表、社会的な反響を呼ぶ
- 1970（昭和45）年

4 「丈夫な子どもを育てる母親運動」を全国的に展開
- 1973（昭和48）年

4 「孤独死老人セロ運動」を全国で展開

4 「民生委員児童委員のひろば」発行

10 第1次オイルショック、物価急騰
- 1974（昭和49）年

4 民生委員・児童委員の「活動メモ」を「活動記録」と改称

昭和50年代、 現在



制度創設70周年にあたり実施された在宅認知症高齢者の介護者に関する実態調査報告書

◆民生委員法改正の内容

平成12年の民生委員法改正では、民生委員の性格、役割等について大幅な見直しが図られた(改正内容一部抜粋)。

改正前	改正後
基本理念(第1条) ○社会奉仕の精神をもって保護指導	○住民の立場に立った相談、援助
報酬(第10条) ○民生委員は名誉職とする	○民生委員には給与を支給しない
職務内容(第14条) ○常に調査を行い生活状態を審らかにしておくこと ○保護を要する者を適切に保護指導すること ○生活の指導を行う	○住民の生活状態を適切に把握すること ○援助を必要とする者が、地域で自立して生活を営むことができるよう、必要な援助を行うこと(以下略) ○住民の福祉の増進を図るための活動を行う

在宅福祉充実への協力

昭和50年代以後、急速に進む高齢化のなかで、高齢者介護は社会的な課題となります。

民生委員制度創設60周年(昭和52年)、70周年(昭和62年)の「活動強化方策」では、在宅福祉推進のネットワークづくり、福祉のまちづくりの推進などを重点に掲げ、社協と協力した取り組みが進められました。

平成元年の「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールドプラン)」策定、翌年の老人福祉法等福祉関係8法の改正は、市町村重視、在宅福祉の推進を明確にしました。住民からの相談やサービス調整窓口として平成2年に設置された在宅介護支援センターにおいては、その相談協力員として民生委員が位置づけられました。

主任児童委員制度の創設

一方、平成に入り、少子化の進行、児童虐待の顕在化など、子どもをめぐる課題が多様化し、児童委員への期待が高まります。

しかし、急速な高齢化への対応

で児童委員としての活動が十分に行なえないとの関係者の指摘もあり、全民児連、全社協、厚生省(当時)が合同で設置した検討会は、民児協のなかで児童委員活動を専門的に担う民生委員として「主任児童委員」の配置を提言、これに基づき、平成6年1月、主任児童委員制度が誕生し、1万3千人が委嘱されました(児童福祉法上の法定化は平成13年)。

民生委員法の改正

平成12年、戦後の社会福祉の枠組みを大きく見直す社会福祉基礎構造改革が実現します。この年、介護保険制度も施行され、福祉サービスは自己選択と契約による利用へと大きく見直されました。また、誰もが住み慣れた地域で生活を持続されるよう、「地域福祉の推進」も掲げられ、担い手として民生委員への期待も高まります。

こうしたなか、平成12年6月、民生委員法が改正されます。法制定以来とされる大幅改正であり、民生委員の性格が「住民の立場に立った相談、援助者」と改められたほか、「名誉職」規定の削除、

1977(昭和52)年 制度創設60周年

5 「60周年活動強化方策」策定

5 全民児協が5月12日を「民生委員の日」と定め、「活動強化週間」に取り組む

1987(昭和62)年 制度創設70周年

2 「70周年活動強化方策」策定

1990(平成2)年

6 老人福祉等福祉関係8法改正

1992(平成4)年

12 全国民生委員児童委員協議会が全国民生委員児童委員連合会に改称

1994(平成6)年

1 主任児童委員制度創設

1995(平成7)年

1 阪神・淡路大震災
5 全民児連、「民生委員信条」を「民生委員児童委員信条」に改正

1996(平成8)年

12 80周年記念モニター調査「子どもと子育て支援活動の事例調査」等を実施

1997(平成9)年 制度創設80周年

4 「80周年活動強化方策」を策定

2000(平成12)年

4 介護保険制度施行
5 児童虐待防止法公布
5 「全国児童委員活動強化推進方策」を策定
5 社会福祉基礎構造改革関連法成立
6 民生委員法改正

2001(平成13)年

1 中央省庁再編、厚生省は厚生労働省に
6 主任児童委員の複数配置化実現
11 児童福祉法改正、児童委員の職務および主任児童委員の法定化

◆民生委員制度 創設90周年 記念大会

天皇皇后両陛下の
ご臨席を仰ぎ、盛大に
開催された。
（平成19年7月、日本武道館）



制度創設90周年を期して策定された 「活動強化方策・行動宣言」(平成19年)

孤立・孤独の防止、虐待や犯罪被害から子どもを守る取り組み、災害時一人も見逃さない運動の展開、生活困難者の支援等、喫緊の課題を「行動宣言」としている。

地域福祉の担い手として「住民の福祉の増進を図るための活動を行う」こと等が明示されました。

相次ぐ自然災害への対応

昭和の終わり頃から、わが国では大きな自然災害が相次ぎます。そうしたなか、高齢者や障がい者等の「災害時要援護者」への支援が社会的な課題となります。

平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、さらには相次ぐ台風や豪雨災害の経験を踏まえ、全民児連は平成18年、90周年記念事業として「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を全国で取り組むこととしました。

この運動は、平常時において災害時要援護者台帳や災害福祉マップ作成等を進め、発災時の迅速な安否確認活動や避難後の支援に役立てることをめざしたもので、その後の自然災害において、大きな成果をあげました。

平成23年3月、東日本大震災が発生、死者（関連死含む）・行方不明者は2万人を超えました。この震災でも民生委員は高齢者等の

避難や安否確認、避難後の生活支援に懸命に取り組みました。しかし、強い使命感から避難支援活動中の56名もの委員が犠牲となりました。発災時の委員の安全確保の重要性があらためて明らかとなりました。

百周年に向かって

平成19年の民生委員制度創設90周年にあたり、全民児連では「90周年活動強化方策・行動宣言」を定め、百周年に向けて活動の充実に取り組んでいます。

近年、孤立や孤独、児童・高齢者・障がい者に対する虐待、悪質商法被害、災害への備えなど、地域住民の課題が多様化するなか、民生委員への期待は一層高まっています。しかし、同時に民生委員の負担も増大、なり手確保も大きな課題となっています。

制度創設百周年を前に、活動の充実と活動環境整備の両立が求められています。

誰もが笑顔で、安全に、安心して暮らせる社会づくりのため、民生委員活動は今日も続いています。

2004（平成16）年

5 全民児連、児童虐待防止緊急アピール
10 新潟県中越地震

2005（平成17）年

4 個人情報保護法施行

2006（平成18）年

4 「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を実施

2007（平成19）年 制度創設90周年

7 90周年記念全国大会の開催、「90周年活動強化方策・行動宣言」策定

2008（平成20）年

3 厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告
9 リーマンショック、世界同時不況

2011（平成23）年

3 東日本大震災
避難支援等活動中の民生委員56名が犠牲に

2014（平成26）年

4 「民生委員・児童委員活動保険」創設
4 厚生労働省「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」報告

2015（平成27）年

4 生活困窮者自立支援制度施行
4 子ども・子育て支援新制度施行

2016（平成28）年

4 熊本地震
6 百周年記念全国モニター調査実施

2017（平成29）年

民生委員制度創設百周年
児童委員制度創設70周年